

# 消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、おおよその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

なお、判定が難しい場合や、さらに詳しく知りたい場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
売上（収入）金額（雑収入を含む）	△	【非課税となるもの】 社会保険診療収入、商品券等の販売代金、土地売却代金、受取利息、住宅家賃 【消費税の対象とならないもの】 保険金、国外取引収入、対価性のない補助金 【免税となるもの】 輸出取引等収入
期首商品棚卸高	×	(注)
仕入金額	△	土地購入代金、商品券等仕入代金、運送保険料
小計		
期末商品棚卸高	×	(注)
差引原価		
差引金額		
租税公課	▽	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体・商店会等の通常会費
荷造運賃	△	国際運賃
水道光熱費	○	
旅費交通費	△	海外渡航費・滞在費
通信費	△	国際通信・国際郵便料金
広告宣伝費	△	プリペイドカード等の購入費
接待交際費	△	慶弔費・饗別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
損害保険料	×	全て課税仕入れになりません。
修繕費	○	
消耗品費	○	
減価償却費	×	全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
福利厚生費	▽	健康保険料などの法定福利費、慶弔費 (慰安旅行費等は課税仕入れ)
給料賃金	▽	給料・賞与・退職金（通勤手当は課税仕入れ）
外注工賃	○	
利子割引料	×	全て課税仕入れになりません。
地代家賃	△	地代、住宅家賃
貸倒金	×	(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
支払手数料	△	登記・免許・特許等の法令に基づく行政手数料
雑費	△	損害賠償金
計		
差引金額		
引当金等		
貸倒引当金繰戻し	×	
専従者給与	×	
貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額		
青色申告特別控除額	×	
所得金額		

消費税課税取引判定表（農業所得用）

科目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
販売金額	△	【免税となるもの】 輸出入取引等収入
家事消費金額	○	
事業消費金額	▽	種苗等による事業消費
雑収入	△	【非課税となるもの】 受取利息 【消費税の対象とならないもの】 対価性のない補助金、保険金
小計		
農産物の期首棚卸高		(注)
農産物の期末棚卸高		(注)
計		
租税公課	▽	印紙税、固定資産税、自動車税
種苗費	△	自給分
素畜費	△	自給分
肥料費	△	自給分
飼料費	△	自給分
農具費	○	
農業・衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	○	
動力光熱費	○	
作業用衣料費	○	
農業共済掛金	×	全て課税仕入れになりません。
減価償却費	×	全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
荷造運賃手数料	△	国際運賃
雇人費	▽	雇用労賃 (ただし雇人の賄費などは課税仕入れ)
利子割引料	×	全て課税仕入れになりません。
地代・賃借料	△	地代
土地改良費	▽	経常賦課金、 道路や水路等に係る特別賦課金
貸倒金	×	(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
雑費	△	損害賠償金
小計		
農産物以外の期首棚卸高		(注)
農産物以外の期末棚卸高		(注)
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用		未成熟の果樹等から生じた収入金額を育成費用から差し引いている場合は、課税売上高に加算してください。
計		
差引金額		
引当金等		
貸倒引当金繰戻し	×	
専従者給与	×	
貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額		
青色申告特別控除額	×	
所得金額		

注 平成29年が免税事業者であった場合、もしくは平成31年（2019年）に免税事業者となる場合には、消費税の調整額の計算が必要です。

判定表の記号の意味は、次のとおりです。

- ..... 課税売上げ（仕入れ）になるもの
- ×
- △..... 大部分は課税売上げ（仕入れ）になるが、課税売上げ（仕入れ）にならないものもあるもの
- ▽..... 大部分は課税売上げ（仕入れ）にならないが、課税売上げ（仕入れ）になるものもあるもの